別　表

日常生活用具種別　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　目 | | 対　象　者 | | 上限額 | 耐用年数 |
|  | 特殊寝台 | 1)下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい者（電動の特殊寝台については、原則として手動の特殊寝台では傾斜角度の調整が困難なもの）  2）難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの | | 154,000 | ８年 |
|  | 特殊マット | 1）下肢又は体幹機能障害1級の障がい者（常時介護を要するもの）  2）重度の知的障がい児・者及び下肢又は体幹機能障害1・2級の障がい児（原則3歳以上）  3)難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの | | 19,600 | ５年 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊尿器 | 1)下肢又は体幹機能障害1級の障がい児・者（原則として学齢児以上で常時介護を要するもの）  2)難病患者等であって自力で排尿できないもの | | 67,000 | ５年 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者（原則として3歳以上で入浴にあたって家族等他人の介護を要するもの） | | 82,400 | ５年 |
| 体位変換器 | 1)下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上で下着交換等にあたって家族等他人の介護を要するもの）  2)難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの | | 15,000 | ５年 |
|  | 移動用リフト | 1)下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者（原則として3歳以上のもの）  2)難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のあるもの | | 159,000 | ４年 |
| 訓練いす（児のみ） | 下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児（原則として3歳以上のもの） | | 33,100 | ５年 |
| 訓練用ベッド | 1)下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの）  2)難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のあるもの | | 159,200 | ３年 |
| 自  立  生  活  支  援  用  具 | 入浴補助用具 | 1)下肢又は体幹機能障害児・者であって、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上のもの）  2)難病患者等であって入浴に介助を要するもの | | 90,000 | ８年 |
| 便器 | 1)下肢又は体幹機能障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの）  2)難病患者等であって常時介護を要するもの | | 4,450 | ８年 |
| Ｔ字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいがあると認められるもの | | 3,150 | ３年 |
| 移動・移乗支援用具 | 1)平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障がいを有し家庭内の移動等において介助を必要とする児・者（原則として3歳以上のもの）  2)難病患者等であって下肢が不自由なもの | | 60,000 | ８年 |
| 頭部保護帽 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者 | | 37,853 | ３年 |
| 特殊便器 | 1)上肢機能障害2級以上の障がい者又は重度の知的障がい児・者、上肢機能障害2級以上の障がい児で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの（原則として学齢児以上のもの）  2)難病患者等であって上肢機能に障害のあるもの | | 151,200 | ８年 |
| 火災警報器 | 身体障害等級2級以上の障がい児・者又は重度の知的障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | | 15,500 | ８年 |
| 自動消火器 | 1)身体障害等級2級以上の障がい児・者又は重度の知的障がい児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）  2)火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | | 28,700 | ８年 |
| 電磁調理器 | 1）視覚障害2級以上の障がい児・者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）  2）18歳以上の重度の知的障がい者 | | 41,000 | ６年 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの） | | 7,000 | 10年 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害2級以上の障がい者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | | 87,400 | 10年 |
| 在  宅  療  養  等  支  援  用  具 | 透析液加温器 | 腎機能障害3級以上の障がい児・者で、自己連続携行式腹膜かん流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を受けているもの（原則3歳以上のもの） | | 51,500 | ５年 |
| ネブライザー（吸入器） | 1)呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい児・者で、必要と認められるもの（原則学齢児以上のもの）  2)難病患者等であって呼吸器機能に障がいのあるもの | | 36,000 | ５年 |
| 電気式たん吸引器 | 1)呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい児・者で、必要と認められるもの（原則学齢児以上のもの）  2)難病患者等であって呼吸器機能に障がいのあるもの | | 56,400 | ５年 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行っている障がい者 | | 17,000 | 10年 |
| 盲人用体温計（音声式） | 視覚障害2級以上の障がい児・者で原則として学齢児以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | | 9,000 | ５年 |
| 盲人用体重計 | 視覚障害2級以上の障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | | 18,000 | ５年 |
| 動脈血中酸素飽和度数測定器（パルスオキシメーター） | 1)呼吸機能又は心臓機能の障がいがあるものであって、在宅酸素療法を行うものまたは人工呼吸器を装着するもの  2）前号に掲げる者と同程度の障がいがあると認められるもの | | 157,500 | ５年 |
| 情  報  ・  意  思  疎  通  支  援  用  具 | 携帯用会話補助装置 | 音声言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを有するもの（原則として学齢児以上のもの） | | 98,800 | ５年 |
| 情報・通信支援用具※ | 上肢機能障害2級以上の障がい児・者又は言語・上肢機能複合障害2級以上の障がい児・者もしくは、視覚障害２級以上の障がい児・者で文字を書くのが困難なもの（原則学齢児以上のもの） | | 118,500 | ８年 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって必要と認められるもの | | 383,500 | ６年 |
| 点字器 | 視覚障害2級以上の障がい者（原則として就学・就労しているか就労が見込まれるもの） | | 10,400 | ６年 |
| 点字タイプライター | 視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として就学・就労しているか就労が見込まれるもの） | | 63,100 | ５年 |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの） | | 89,800 | ６年 |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害2級以上の障がい児・者（原則として学齢児以上のもの） | | 115,000 | ６年 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 視覚障害児・者であって、本装置によって文字等を読むことが可能となるもの（原則として学齢児以上のもの） | | 198,000 | ８年 |
| 盲人用時計 | 視覚障害2級以上の障がい者（音声式は手指の感覚に障がいがある等のため、触読式の使用が困難なものを原則とする） | | 13,300 | 10年 |
| 聴覚障がい者用通信装置 | 聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障がいを有するものであって、コミュニケーション・緊急連絡の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上のもの） | | 71,000 | ５年 |
| 聴覚障がい者用情報受信装置 | 聴覚障害児・者のうち、必要と認められるもの | | 88,900 | ６年 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出者又は発生筋麻痺等により音声を発することが困難なもの | | 72,203 | ５年 |
| 点字図書 | 主に情報入手を点字によって行っている障がい児・者 | | 点字図書と一般図書との差額 | １年につき６タイトル又は24巻 |
| 排  泄  管  理  支  援  用  具 | ストマ装具 | 直腸機能障害児・者であって腸管ストマを増設しているもの | １月あたり畜便袋 | 8,858 | １月 |
| ぼうこう機能障害児・者であって尿路ストマを増設しているもの | 畜尿袋 | 11,639 | １月 |
| 収尿器 | 高度の排尿機能障がい者 | | 8,500 | １年 |
| 居  宅  生  活  動  作  補助用具（住宅改修費） | 居宅生活動作補助用具 | 1)下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する学齢児以上の身体障がい児・者であって障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上のもの）  2)難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのあるもの | | 200,000 | 原則として１回限り |